

## 入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、<u>都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う放課後児童健全育成事業における支援に関する研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>附 則</p> <p>(設備の基準等の経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の際現に市が運営する学童保育室については、この条例の施行の日から<u>令和2年3月31日</u>までの間、第9条第1項(専用区画の設置に係る部分に限る。)の規定は適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>第3条 この条例の施行の日から<u>令和2年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(<u>令和2年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う放課後児童健全育成事業における支援に関する研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>附 則</p> <p>(設備の基準等の経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の際現に市が運営する学童保育室については、この条例の施行の日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第9条第1項(専用区画の設置に係る部分に限る。)の規定は適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>第3条 この条例の施行の日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(<u>平成32年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p>